雇用関係助成金 令和3年12月21日改正 リンク集

令和3年度補正予算の成立に伴い、規則等に変更があった助成金一覧

① キャリアアップ助成金(正社員化コース)

- ・人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正 社員化した場合は助成額を加算
- ・紹介予定派遣労働者の要件緩和措置を延長
- 紹介予定派遣労働者の対象となる労働者 を求職者全体に拡大

パンフレット(1ページ目)

https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/ 000870587.pdf

助成額一覧

https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/ 000870588.pdf

② キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

- ・増額の対象者が全ての非正規雇用労働者の 場合でも、一部(雇用形態別・職種別等)の 非正規雇用労働者の場合でも、助成額同額
- ・増額の対象労働者数が10人以下の場合でも、 労働者単位で助成

パンフレット(2ページ目)

https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/ 000870587.pdf

③ 人材開発支援助成金(特別育成訓練コース)

- 経費助成限度額を引き上げ、経費助成率を 細分化
- ・キャリアアップ助成金正社員化コースに おいて、人材開発支援助成金の特定の訓練 修了後に正社員化した場合は助成額を加算
- ・人材開発支援助成金特定訓練コースの対象と なる訓練(ITSSレベル2の訓練)の拡充

パンフレット

https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/ 000870605.pdf

④ トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース助成金)

対象者の要件から、離職の時期や理由を廃止

パンフレット

https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/ 000855427.pdf

⑤ 就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業

・当該暫定措置の期間を令和5年3月31日まで に延長するとともに、学校教育法第124条に 規定する専修学校を当該講習の委託先に追加 文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/man
abinaoshi/mext_01127.html